

令和2年第19回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和2年10月21日

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時02分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

○説明員

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長 田中 源吾

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当） 井狩 昭彦

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長 西村 一嘉

学校教育課主席参事 小池 秀明

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

野洲市学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室長 中川 靖

野洲市文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

人権施策推進課課長補佐 田中 美由紀

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課主席参事（事務局） 北田 岳宏

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

【西村教育長】 それでは、時間になりましたので、これより令和2年第19回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は全員ですので、会議は成立ということでございます。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和2年第18回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和2年第18回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど、瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和2年第19回野洲市教育委員会定例会議事録署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、立入委員と南出委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。私のほうから、先月9月16日から10月20日までの事務報告について別紙をご覧くださいと思います。

9月16日からちょっととびまして、9月28日をご覧ください。運動会視察というのがあります。この間、コロナで運動会が休止もしくは縮小という形で、学校によって日をバラバラで実施をされました。たまたまちょっと日が合いましたので、篠原小学校を見にいかせてもらいました。篠原小学校は、学年1クラスの学校ですが、1年生から3年生までを先に行って、授業の時間で言いますと1・2時間目ぐらい。それから3・4時間目ぐらいに4年生から6年生という形で実施をされて、密を避ける工夫というか、そういうふうに分かれて行われていました。他の学校もいろんな形で、学年ごとにやったり、あるいは2学年一緒にやるとか、参観も保護者の方2名までに限るとか、いろいろ学校によって違いますけれども、それぞれ工夫をされていました。

それから、続きまして10月2日、学校応援団運営協議会というのを行っております。ここでは各学校の校長先生と応援団のコーディネーターさんに参加をいただきまして、そこ

に県のコミュニティスクールマイスターの高木先生に助言という形で来ていただきまして、発表は北野小学校と中主中学校に取組等を発表していただきました。高木先生のお話ですと、特に北野小学校は、県内でもトップクラスの取組をされているという評価をいただきました。

それから、裏側へいきまして10月9日、地域教育協議会というのをコミセンぎおうで行いました。これは、各コミセンを中心に地域子ども教室というのをやっていただいております。料理教室とかお花、茶道など子供向けの取組を各学区でやっていただいております。その学区の代表者の方とコミセンの事務局の方に来ていただいて会議を行っております。地域の子どもは地域で育てるということを柱に、子どもたちの地域での居場所づくりに大きく貢献していただいている取組でございます。

それから、10月12、13、14、16日の4日間に分けて、校長面談を行いました。これは人事評価に関わって、教育長が校長の個別面談をするというものでございます。各校長先生からは学校の教育課題と学校の強み、アピールできる点はどこなのかということについて、いろいろご意見を伺いながら、その問いに対する助言等をした次第です。

それから、16日は障がい者作品展を見に行っております。これはなかよし交流館で10日から18日までの1週間、市内の作業所の方を中心に、いろんな美術関係の作品展示をされておりました。例年ですと、この作品展示とスポーツ交流会も併せて実施をしているんですけども、今年はコロナの関係でその交流会も中止ということで、作品展のみでした。

以上でございます。何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 では、ないようですので、次に日程第5、付議事項、議案に移ります。

議案第72号、野州市学校管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 議案関連資料の1ページをご覧ください。

この野州市立学校管理運営規則の一部改正ということですが、これはなぜかと言いますと、コロナ禍の関係で夏休みの期間を変更するときにも、この学校管理運営規則の改正について、皆さんにご審議をいただいたんですが、その時は附則のところ、令和2年度に限りということで付けていたんですが、今後どうなるか分からないので、休みのたびに附則をどんどん積み重ねていって、令和3年度に限り、令和4年度に限りとなっていくと煩雑になるので、この改正法の第3条の3教育委員会は、第1項第3号から第4号までの規定にか

かわらず、教育委員会が認めるようなときは、休業日を変更することができるというふうに変えて、皆さんにご審議いただき、そして冬休み、あるいは春休みはまだ決まっていますが、休業日を臨機応変に変えられるようにしていこうと考えております。

ちなみに、冬休みも短くします。中学校の終業式は12月23日ですが、小学校は12月25日までやります。3学期のスタートは1月6日からなんです、このように冬休みも少し短くなりますので、このように変えさせていただくということです。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第72号について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 ちょっと教えてください。17条の昭和22年法律第26号を消すというのは、今説明がなかったの、その理由をお願いします。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 すいません、抜けておりました。これはですね、市役所の中に法令担当がおりまして、このように規則であるとか、条例というものを検討する部署があるんですが、そこで今回の学校管理運営規則の改正を起案したときに、規則はこの学校教育法（昭和22年法律第26号）というのを、前の条文で括弧でこう書いてあるときは、そのあとはこれを省略していくと決まっているとのことです。この学校教育法（昭和22年法律第26号）と前の条例で書いてあると、あとの17条には要らないそうなので、今回この改正を機会に、これを法令上必要ない記述ということで削らせていただくということです。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【西村教育長】 では、ないようですので、これより採決に移ります。

議案第72号、野洲市学校管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第72号は可決されました。

次に、(2) 協議事項に移ります。

協議事項1、野洲市教育振興基本計画第3期（案）について、事務局より説明をお願いし

ます。杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 教育委員会、杉本です。

実は、もうご存じのとおり、市長が18日の選挙で交代ということになりました。それで、現在教育振興基本計画、教育大綱並びに教育委員会の事務委任というのを、今の市長のもとで進めていたんですけども、政策的なことになりますので、新しい市長が就任されました後、一旦相談をかけて、今後の方針を決めていくということになります。ですので、若干変わるかどうか分からないんですけども、新しい市長の意向によって変更される場合もございますので、本日、次長のほうから説明をさせていただくのは、この間開かれました、先の基本計画策定委員会の内容について報告をさせていただいて、それに対してご意見をいただく。協議事項というよりも報告事項に近いという形になりますので、どうぞご了承いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

【西村教育長】 では、続いて、田中次長お願いします。

【田中教育部次長】 教育委員会、田中です。

今、部長が申しましたように、市長が替わられましたので、9月30日に協議いただきました教育大綱、そしてそれに基づきまして作成しておりますこの計画につきましては、新市長に各方針を確認した上で、修正があるのか、ないのかということになります。

この教育振興基本計画の策定につきましては、6月に策定委員会を開催しまして、第2期計画の中の成果と課題について説明を行い、それから第3期計画の策定に向けてご協議いただきます。

9月に教育委員会で作成しましたこの素案をもとに策定委員会でご協議いただいたものを、今回定例教育委員会で協議をいただく予定でしたけれども、今部長が申しましたように、6月から9月にかけて積み上げてきた素案ということで、その中身についてご説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、2枚めくりました目次ですが、先日の総合教育会議でご了承いただきました次期教育大綱にあわせ、第3章の施策の基本的な方向と、第4章の施策の展開について修整をさせていただきます。

それでは、1ページの序章の1、計画策定の趣旨については、第1期計画の策定と、それを受け継ぎ策定された第2期計画、教育大綱の基本理念や施策の基本方針など、本計画の今までの経過と、ICTの進化やグローバル化、少子高齢化の進展などを踏まえ、今の社

会を取り巻く状況などを本計画の計画期間が終わりを迎えることから、第3期の計画を策定する旨を記載しております。

それから、3ページの計画の位置づけ図の中ですけれども、「野洲市乳幼児保育振興計画」につきましては、その上にあります「野洲市子ども・子育て支援事業計画」の元にある計画ですので、一番下にある「その他各種教育振興のための計画」に当たることから、この図からは削除することとしております。

4ページからの第1章、「野洲市の教育をめぐる状況について」ですけれども、まず、「就学前教育・保育をめぐる状況」では、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を推進することや、幼稚園・保育園・こども園の施設の状況や待機児童の現状を記載し、さらに乳幼児期における教育・保育について、新教育要領及び新保育指針に従い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を考慮しながら、地域の特性を活かした教育・保育を引き続き進めていくこと、また、児童虐待に対応していくために保護者への子育て支援を実施していくことや、特別支援教育の推進についても記載しています。

5ページの小・中学校をめぐる状況では、改訂された学習指導要領で示された、新しい時代に必要となる資質・能力を育成するために必要な内容を、3つの視点で整理し、その目標を実現するためにICT機器も活用しながら授業改善を進める必要があることや、全国学力・学習状況調査で明らかとなった、まとまった量の文章や資料を理解しながら読むことが苦手といった、本市の子どもたちの課題を明らかにし、今後も学力実態の分析を踏まえた授業改善を推進していくことを記載しています。

(2)の健康な生活では、6ページになりますが、本市の児童・生徒の体力値が全国平均を下回っている現状があり、各学校での体育学習の充実と、運動習慣をつけるための取組を推進するほか、普段の生活から運動の楽しさや面白さが実感できる取組が必要なことや、本市の子どもたちの生活習慣についての分析を行い、「早寝」と「朝ごはん」に課題が見られることを記載しています。

(3)の特別支援教育と(4)の不登校については、それぞれの人数と割合について、直近の状況に修正しました。また、特別支援教育対象児童・生徒、不登校児童・生徒のどちらも増加傾向にあり、引き続き取り組んでいくことが必要なことを記載しています。なお、8ページの不登校児童・生徒県の数値につきましては、公表され次第入れさせていただきます。

8ページの青少年の健全育成をめぐる状況では、情報化社会の進展によるスマートフォン等の問題や、ニートや引きこもりなど、社会生活を円滑に営むことが困難な青少年の増

加と、多様化する状況ごとの支援が課題であること、地域の指導力向上のため、自治会や青少年育成組織、学校、家庭、地域など関係機関が連携して施策を展開していく必要があること、さらに、核家族化の進展などによる家庭の教育力の低下があり、家庭教育の支援にも力を入れていく必要があることを記載しています。

9ページの生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況では、医療の進捗などにより人生100年時代の到来が予想され、高齢者が生きがいをもって人生を送れるよう学習や活動を支援すること、全世代の人生がより豊かで充実したものとなるよう学びの場や機会を提供する必要があることや本市の生涯学習施設や社会体育施設の現状や課題について記載しています。

また文化財の保護についての課題や図書館の課題、さらには、建築後、相当の年数が経過している各施設の計画的な整備も課題となっていることを記載しています。

以上が、野洲市をめぐる状況の説明となります。

10ページからの第2章、第2期計画の成果と課題についてですが、それぞれの施策について説明しますと時間がかかりますので、省略させていただき、36ページの総括で説明をさせていただきます。

第2期計画の主な成果として、まず、各小中学校では「わが校の学力向上プラン」に基づく授業改善を進めるなど、学力の定着と向上に向けた取組みが進められ、ICT機器の整備と活用により効率化や授業改善が図れました。

学校教育支援員やオアシス相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職の活用により、いじめや問題行動の対応を強化し、また、深刻な不登校児童・生徒を支援する家庭訪問型学習支援事業も開始しました。

小中学校施設保全計画に基づき、老朽施設の大規模改修に着手できたほか、地域子ども教室の充実も図れました。

生涯学習講座や生涯学習セミナーなどを開催し、市民へ学習機会の提供を行うなど、生涯学習活動の推進が図れました。

永原御殿跡について、総合調査報告書を作成し国史跡の指定を受けることができたほか、地域と協働して文化財の保護と活用に努め、博物館での企画展の開催などにより、地域の歴史や文化を学ぶ機会の提供ができました。

このような成果がありましたが、37ページの今後の主な課題として、全国学力・学習状況調査で明らかになった、文章や資料を読み解く力や読書量が少ないといった本市の子どもの課題への対応や、改訂された学習指導要領の目標を達成するため、ICT機器も活用しながら、対話的で深い学びのための授業改善を引き続き進めていく必要があります。

また、増加傾向にある不登校児童・生徒への支援や、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの支援にも引き続き取り組む必要もあります。さらに、家庭の教育力の向上に向けた取組も推進する必要があります。

小中学校の老朽化対策についても、引き続き計画に従い進めていく必要もありますし、地域の教育力を向上させるため、学校や家庭、地域、関係機関が連携して青少年の健全育成のための施策を展開していく必要もあります。

生涯学習の面では、人生100年時代の到来に向け、全ての世代の人生がより豊かで充実したものとなるよう、多様な学びの場や機会を提供する必要がありますし、文化財保護の面では、史跡永原御殿跡の保存活用計画・整備計画を作成し、地域と連携した観光・公開活用事業など史跡保存整備事業を進める必要や、未指定の文化財の調査・記録化を進めるなど、市内の文化財の保護と活用を図る必要があります。

これら第2期の成果と課題を踏まえ、第3期計画においては、基本的な考え方は第2期計画を踏襲し、基本理念や施策などは変更せずに、これまでの施策の見直しによるこれらの充実と発展、質の向上に努めることとします。

以上が第2章の説明です。

次に38ページの第3章の「計画の基本理念と施策の基本的な方向」についてですが、この章は先の総合教育会議でご了承していただいた、野洲市の教育大綱に基づき修正を行っています。基本理念や基本目標は大きく変えないということで、38ページの基本理念はそのままとし、39ページから40ページの施策の基本的な方向については、一部変更を行った新しい教育大綱に合わせて修正を行っています。

また、41ページの施策体系図も、総合教育会議で教育大綱と併せてお示しさせていただいた施策体系図に差し替えを行っています。

続きまして、42ページからの第4章、施策の展開について説明をさせていただきます。

まず、施策の基本方向・目標の1「子どもの『生き抜く力』を育てます」の1「豊かな心と健やかな体の育成」の施策1「基本的な生活習慣の形成と規範意識などの社会性の育成」ですが、施策の方向性について、赤字になっている箇所の表現を改めるとともに、課題である「早寝」、「朝ごはん」に重点をおき、家庭と連携して取り組むこととしています。

施策2の「食育の推進」では、食育の重要性や乳幼児から思春期までの目標、さらに学校での食に関する指導の充実や学校給食での取組について記載を改めています。

施策3「体力向上の取組の推進」では、施策の方向の前段部分で体力向上の取組についての意義や効果などについて記載し、子どもの体力向上を図るための学校での取組につい

て記載しました。また、下の施策に、部活動における外部指導者の活用を追加しています。

44ページの施策4「いじめや問題行動等への対応の強化」では、施策の方向に、早期に発見し迅速かつ組織的に対応することや、また子どもと向き合える時間を確保し、子どもとの関係づくりに努めることを追加しています。

その下の施策5「不登校の子どもや保護者への支援」では、45ページになりますが、施策に今年度から開始した家庭訪問型学習支援事業を追加しています。

2「確かな学力の育成」の施策6、「確かな学力の向上と新しい教育内容への支援」では、自主学習の必要性のほか、従来からの基礎学力に加え、プログラミング学習や英語力など新しい能力の獲得が求められること、そのための教員の資質向上やICT環境の整備と活用を記載しました。また、施策の1つめと2つめの表現を少し改めています。

46ページの施策7「教職員の指導力の向上」では、教職員に求められる資質の明記と、そのための学校の組織力を高める取組と研修について記載するよう改めました。

施策8「道徳教育・人権教育の推進」では、特別な教科「道徳」についての記載を改めています。

47ページの施策9「特別支援教育の推進」では、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加など、現在の状況について追加をし、教職員の特別支援教育に関する資質向上と、下の施策に保護者への支援を追加しています。

47ページから48ページの施策10、「子どもの読書活動の推進」では、子どもたちの読書離れの課題と学校図書館の充実について記載しました。

48ページの3「特色ある学校経営」の施策11、「学校での創意と工夫を活かした特色ある教育活動の推進」では、元気な学校づくり事業や学校応援団事業に継続的に取組み、そのことを通して子どもたちが生き生きと学べる学校づくりや教職員の創意工夫、地域に開かれた学校づくりを行うことを記載しました。

施策12「幼保一元化の推進」では、喫緊の課題である待機児童の解消に向けた施設の整備と、担い手不足の解消に向けた取組を行うこと、新教育要領、保育指針に基づく教育・保育の充実について記載をし、施策についても計画的な受け皿整備と人材確保、公立保育園・幼稚園での保育の充実について記載をしています。

50ページの下、施策の基本方向・目標の部分ですが、資料の訂正をお願いします。こちらの数字ですが「Ⅰ」となっていますが「Ⅱ」に、また、下の「家庭・地域」の前に「学校」を追加し、「と連携して」を「が一体となって」と修正願います。

50ページの下から52ページの施策については再掲ですので飛ばしまして、52ページの施

策16「子どもの居場所づくりの推進」では、居場所づくりについての表現を改めるとともに、主体的に学び成長できるような支援への転換について記載し、年々入所者が増加している学童保育所について、安定した運営を進めることを記載しました。施策についても、子どもの居場所づくりや、体験・交流・学習活動の提供を行うと改め、学童保育所の計画的な施策整備も追加しています。

施策17「家庭の教育力の向上に向けた取組の推進」では、家庭の役割に自尊感情の育成という視点を追加したほか、家庭の教育力の課題について追加し、子どもの健全な成長には家庭、地域、学校の連携・協働が不可欠であることを記載しました。また、家庭教育のほか、地域教育の充実も追加しました。

53ページから54ページの3「青少年の健全育成」の施策18、「青少年の健全育成運動の推進」では、施策の方向がより分かりやすくなるよう表現を改め、また下の施策の内容についても、青少年の育成団体の後継者の育成や場所、機会の提供、次代のリーダーの育成、学校や地域、関係機関との連携による取組みの推進や支援体制の整備に努めるという内容に改めています。

施策19「学校施設の適正な維持管理の推進」では、改修や長寿命化に加え、非構造部材の耐震化の進捗を加えています。

施策20「学校の危機管理体制の充実と地域と連携した安心・安全な環境づくり」では、自然災害だけでなく新型コロナウイルス感染症など新たな危機について言及するとともに、自転車事故や校内衛生といった視点も入れ見直しを行っています。また、施策のないようについて、マニュアルの見直しの記載変更と、交通安全に関する取組を追加しています。

55ページの3「だれでもどこでも学び合えるまちをつくりまします」の1「生涯にわたる主体的な学習の支援」の施策21、「人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり」では、インターネットに加え、SNS等での誹謗中傷が大きな問題となっていることから字句の追加を行っています。

56ページの施策22「生涯学習機会の充実」では、学習成果の活用についての表現を改めているほか、施策において生涯学習推進員も含め地域で活躍する人材の研修や、生涯学習のまちづくりの推進、講座メニューの充実を図ることを記載しています。

57ページの施策24「図書館の充実」では、施策の方向に利用者が徐々に減ってきていることに対する取組を追加したほか、下の施策について字句の整理を行い、分かりやすく改めています。

施策25「社会教育・社会体育施設の整備（改修）と構想の検討」では、第1章でも課題

としていた、各施設の経年劣化に対する計画的な整備計画の策定を追加しています。

58ページの2「生涯スポーツの振興」の施策26、「生涯スポーツの充実」では、施策の方向に、今でも行っていますが、生涯スポーツの充実のための学校体育施設の開放を追加しています。また、下の施策について、学校体育施設の開放の推進と、社会体育施設での施設の特性を活かしたスポーツ教室等の開催について追加で記載をしています。

施策27「競技スポーツの振興」では、1年開催が先送りとなりましたが、国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会の開催に向けた取組と開催前後のスポーツの振興について追加で記載をしています。

3「文化・歴史資源の保存・活用」の施策28、「文化財の保護と活用」では、具体的に取組む内容の追記のほか、史跡永原御殿跡の保存整備の推進とその活用について追加をし、さらに市内に残る文化財の保存活用地域計画を取りまとめ、施策へ反映することを記載しています。

また、施策29「地域の歴史と文化の継承」について、字句の整理と、指定文化財の修理や維持管理に対する支援、地域の特色ある文化財の保存・継承、史跡や文化財を活用した調査や成果講演会の開催による文化財愛護意識の高揚について追加をしています。

施策30「博物館・図書館を活用した学習活動の推進」では、職員が講師として地域に出向く活動の充実や、市民のニーズに合った取組の工夫を追加しています。

61ページの施策31、「文化・芸術活動の支援」では、文化ホール施設の「集約化」を含めた3館のあり方の検討を追加することや、文化・芸術の振興を図りながら、施設の維持ができるよう施設整備計画を立案することを記載しました。

以上、長くなりましたけれども、第3期素案の説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました協議事項1についてご質問等はありませんか。よろしいですか。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 6ページからなんですけれども、特別支援教育対象児童・生徒の推移ということで表を上げていただいているんですけれども、ちょっと分かっていないので確認なんです。小学校、中学校でも通常学級在籍というのは、本来なら特別支援学級に入ってください。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 教育委員会、井上です。

今のご質問になんですが、例えば令和元年でありますと、小学校で通常学級に在籍して

いる419人、中学校で440人ということで、数を上げているわけですが、この中には今、委員おっしゃったように、本来は特別支援学級に入ったほうがいいというお子さんもあります。けれども、保護者やご本人の希望でそのまま通常学級に在籍しているお子さんもいるんですが、そういうお子さんは419人のうち440人のうち少数です。大半のお子さんは、特別支援学級に在籍するというより通常の学級で特別な教育的支援は必要としているというお子さんで、通常学級の中に在籍していながら、そういう支援を受けて学校生活を送るというお子さんが419人、中学校で440人いるということでございます。

以上です。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

【南出委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等はございませんか。荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 新しい市長さんの考えで、この内容についてまたご見解をいただくということですが、質問です。この進行管理について、中間見直しということをお考えなのでしょうか。非常に教育界のほうも変化が激しいですので、5年後に見直すというのでは少しスパンが空きすぎかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【田中教育部次長】 教育委員会、田中です。

令和3年度から7年度の間である令和5年度に計画の見直しを、そのときの状況に応じて中身を見直すということにさせていただきたいと思います。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 はい。

【西村教育長】 ほかに。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 市長が策定される教育大綱とこの教育振興基本計画、それから事務移管、この3つの事務作業が今年度同時に進行しているのですが、特にこの基本計画の施策体系に大きく関わると思います。部長から説明があったように、新しい市長の方針によってこれが修正される可能性もあるということですね。そう理解をしておいて、それは今後協議をされるのだと思うのですが、それはまた教育委員会にも協議事項で上がってきて、年度末にその結果が出ると思っています。

私も少し質問をさせてもらいたいと思うのですが、5ページの③のICT機器を活用した授業で、1人1台のタブレット端末を整備するということですね。この「1人1台」に特別支援学級の児童・生徒も含まれているとすれば、そういう子どもたちにとってはなかなか使いこなすのは難しいのではないかと思います。どのように考えておられますか。

それから、先ほどから出ています7ページの上の表です。これは非常に分かりにくいので、通常学級在籍率の分母は何で、分子は何なのかを説明したほうが分かりやすいと思います。

それから、下表の不登校については県の在籍率が示されているわけですが、上の表についても県の在籍率を併記すると、野洲市の状況が分かりやすいのではと思います。

それから、6ページの下2行に、令和2年度の在籍数が記述されていますので、7ページの表についても、令和2年度の数値が記入できるのではと思うのですが、いかがでしょうか。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 5ページのICTのことでまずお答えします。児童・生徒に1人1台は特別支援学級に在籍しているお子さんにも1人1台充当するというふうにしております。ただ、今回のGIGAスクール構想は、国の施策に対応してやっているわけですが、そこでのキーワードは個別最適化です。一人一人に応じて最適な教材であるとか、状況というのを準備するというものです。このように考えると、当然通常の学級の子と同じようなものを特別支援学級でも使いなさいということではなくて、特別支援学級の子の使いやすいものを、市としては考えているところでございます。

それから2点目の在籍率の問題で、確かに分かりにくいので委員のおっしゃったように、今後検討したいと思います。ちなみにこの通常学級の在籍率というのは何かといいますと、通常の学級の中に先ほど説明しました特別な教育的支援を必要としている子が何%ぐらい在籍するのかということでございます。

保護者に了解をいただきまして、そういう子どもたちには「個別の指導計画」というものをつくっております。その「個別の指導計画」をつくっているお子さんが、通常の学級の中に令和元年度でいいますと小学校では14.9%在籍しておられるということです。

以上です。

【西村教育長】 田中次長。

【田中教育部次長】 今、井上次長のほうから説明ありましたように、個別指導計画を立てているお子さんが通常学級に在籍している数や率ということですが、これだけでは分からないので、表の下に通常学級在籍についての注釈を追加すると分かりやすくなるのではと思います。また、県の数値につきましては、ちょっと調べてみないと分かりませんが、そうすることで分かりやすくなると思いますので、そういうことを検討していきたいと思っております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 まず、IT教育が様々な場面で言われます。IT教育は、今次長のお話にもありましたように、例えば私立の進学校のように学力がみんな同じレベルでそろっている状況ではIT教育がどんどん進められるわけです。しかし、様々なレベルの児童・生徒が混在する公立校の場合、同じように進めようとする、そこにIT格差が生まれます。ついていける子、ついていけない子、レベルや状況に応じた進め方を丁寧にしていかないと、対面で顔を見ながらやらないとタブレットの画面では理解できない子どももいるわけです。IT教育の進め方については、そこを十分配慮をしていただきたいと思います。

2点目の通常学級の在籍率は、小さければ小さいほど良いということになるんですね。そういう理解でよろしいですか。それだけ確認をしておきます。

【西村教育長】 井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 井上です。

そうですね、それは非常に難しいです。小さければ小さい子ほど通常の学級の中に教育支援を必要としているお子さんが少ないと、そういうことでございます。ただ、そうなる必要のないお子さんは全部特別支援学級に在籍すればいいんだということにもなりかねないので、この数値が非常に少なかったらいいというわけでもなく、多かったらいいというわけでもなく、ちょっとここは一律には考えにくいところかと思えます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、7ページの在籍率は、どういう思いで示しているかということになると思うのです。今の話だと、大きければいいというものでもない、ゼロだからいいというものでもない。それは保護者の思いもあるから難しい。だからこの通常学級の在籍率というのは、見るほうからは非常に分かりづらい、これを公開すれば意味が分からないという声も出てくるのではないかと思いますので、そこは少し工夫して、在籍率をどういう捉え方で示そうとしているのか、そこは明確にする必要があると思います。

【西村教育長】 よろしいですか。

【井上教育部次長】 はい。

【西村教育長】 不登校の令和元年度のデータにつきましては、県教委が毎年12月に発表ということで、このまま分かると思います。また入れていただいたらと思います。

ほか、ご質問等、立入委員、どうぞ。

【立入委員】 第2期の基本計画の課題を踏まえて、第3期の案を読ませていただいて、非常に細かく丁寧に書いていただいて、これを実現することを願ってやまないわけですが、また、市長さんがお代わりになってくると見直しがあるということで、今日は質問

が幾つかあったんですけども、その内容についての質問はさせていただかずに、この文言だけについてお尋ねしたいことがあります。この第3期の案について、各地域、学校と家族のニーズという言葉が多用されているんですけども、それぞれの部署あるいは内容、地域、それぞれその立場や環境によってニーズの内容というのは違うと思うので、多用されているこのニーズの内容をもう少し細かく記載していただくといいのかなと思いました。

それから、53ページの施策17、「家庭の教育力の向上に向けた取組の推進」、これは非常に重要な問題だと思っております。十分これに向けて実現されることが必要かなとは思っていますので、ぜひ次の市長さんの考えもあろうかと思いますが、ぜひここは重要なことと思って、記載をしていただきたいとせつに願っています。

それから、60ページなんですけれども、上から3行目、「市内に残る文化財の悉皆調査」というのが書いてありますが、悉皆調査というのは私はあまり使ったことがないので、行政用語かなと思っているんですが、国勢調査とかを悉皆調査というのかなと思ったので、これをもし一般の方がお読みになられるのであれば、全ての調査とかもう少し平易な言葉で書いていただくと分かりやすいのかなと思いました。単に語句だけの問題ではあるんですけども。

以上です。

【西村教育長】 今の件に関してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 では、ほかにご質問等は、荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 58ページの生涯スポーツの振興の中、下から2つ目の赤いところですが、学校教育活動や地域の活動との連携とCS（コミュニティスクール）との連動と書いてあります。このコミュニティスクールというのは、実在するのかどうか分かりませんが、このことに関しまして、生涯スポーツだけではなくて、学校教育等におきましても、これからは地域協働推進事業ということで、地域協働学校というような名前で事業が展開されるかと思うのですが、58ページのCS（コミュニティスクール）との連動というのはどのようなものを想像されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課の井狩です。

学校体育施設の開放は、これは学校の生徒のスポーツ活動として、土曜日、日曜日も含めまして地域で活躍、活動されている方にお貸ししているということでございますが、ほとんどが地域でご活躍していただいている方が主体となって、子どもたちにスポーツの指

導をしていただいています。こういった方は、当然地域でボランティアでやっ
ている方でございます。今後コミュニティスクールというのはどんどん推進して
いく、進めていこうということも、野洲市としては取組の中で考えていると
ころでございますので、今までの活躍されていたボランティアと、実際に
コミュニティスクールとして学校に入っ
ていただいて、放課後子どもたちの活動を見ていただくような取組を
していただく方との力を合わせて取り組んでいただきたいなという
思いで、ちょっと書かせていただいている内容でございますので、それ
でよろしく願いいたします。

【西村教育長】 荒川委員、どうですか。

【荒川委員】 意味はとてもよく分かりました。ただ先ほども申し
ましたように学校教育におきましても、地域との連携ということで、
コミュニティスクールを推進するというようなことがよく言われ
ます。それと一緒にかなというふうに思ったんです。少し紛らわ
しいといひますか、多分もとをただしていけば、同じようなこと
になるのかと思ひますけれども、地域と学校と家庭との連携を
進めるということで、もう少しコミュニティスクールということの
精査をしていただひいて、記述していただひいたほうがいいの
ではないかというふうに思ひます。

【西村教育長】 井狩課長。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 分かりました。今ご意見いただ
いたことを踏まえまして、また精査させていただきたいと思ひ
ます。

【西村教育長】 ほかにご質問等はござひませんか。よろしい
ですか。

杉本部長、どうぞ。

【杉本教育部長】 すひません、いろいろ細かいご指摘をいただ
いたんですけれども、教育振興基本計画は教育委員会の大きな
計画になりますので、その中にはおっしやったCS等が下にぶ
ら下がって、3ページにござひます「その他各種教育振興のた
めの計画方針」というところでぶら下がってくる場合も、そこ
で細かく検討をする場合もありますし、先ほど立入委員がお
っしやいました各地域の学区ということになると思ひんです
けれども、課題というのひ、もしかするとこちらの下のほう
の計画で細かく教育振興基本計画を受け策定をしていくとい
うことになるかひ分かりませんので、内容につきましては、
策定委員会、取りあへず諮りまして話し合う機会があります
ので、そちらでのご検討をいただひことになるかと思ひ
ます。

以上です。

【西村教育長】 では、次に移りたいと思ひますが、よろしい
ですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 それでは、次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、野洲市新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止等に伴い発生する保護者の追加的経費に関する補助金交付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 井上です。

報告事項2ページ、3ページをご覧ください。

このたびの補助金の交付要綱の改正なんですけど、委員の皆さんには修学旅行のキャンセル料をいろいろご心配いただきましたが、すんなり支出をしていきたいという目的のために、このたび変更をしております。

まず、第2条の(2)というところ、キャンセル料と書いてありますが、ここはキャンセル料の定義を大きく拡大をしております。改正前は、企画料相当というふうに書いてありますが、野洲中学校と野洲北中学校では、1人大体2,600円から3,000円弱のキャンセル料を請求されているわけですが、そのキャンセル料、それから今随時行っているわけですが、その上の旅行業者に支払うものだけではなくて、宿泊施設あるいは交通機関等の解約にも対応をしていきたいなというふうに考えています。

それから、第2条の(4)をご覧ください。3ページの一番上にあります。返金事務手数料というものを加えております。これは中学校の修学旅行というのは、旅行業者との間で月々お金を積み立てていくというのをやっております。小学校では学校がお金を集めているんですが、中学校の修学旅行は、旅行業者がJTBとか近畿日本ツーリストというような会社が、保護者の口座から毎月定額を引き落としされています。それが数万円修学旅行へ行くときに貯まっているわけです。それを今回修学旅行の行き先を県内や近隣府県に変えているということで、かなりの額が返金されるということになります。この返金の手数料が1人500円かかるわけです。これは中主中学校のお子さんも、市内3中学校のお子さん全部にかかるわけですが、この返金手数料を本来コロナのことがなかったら保護者に負担していただくべき経費はなかったもので、交付要綱に加えているところです。それがページの一番下の5条のところですよ。

このたび密を防ぐために修学旅行のバスを導入しています。隣同士全部に座ったら2台でいけるところを3台、4台にバスを増便しています。改正前と改正後のところだと、この中学校を何で消したかといいますと、バスを導入したんですが、バスを増便しても保護者の追加経費が発生しなかったということで、ここで消えているということでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 そうすると、今回の修学旅行のキャンセルに関しては、保護者が負担すべきものは一切ないという理解でよろしいのでしょうか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 基本的には、その要った費用は自分で負担していただきますが、それ以外の費用としてはないという部分を考えております。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項②、野洲市小中学生の温水プール利用助成事業実施要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。中川室長。

【中川スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の中川です。

それでは、報告事項②ということで、7ページからご覧ください。

野洲市小中学生の温水プール利用助成事業実施要綱の策定についてということですが、こちらの事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして、この新型コロナウイルス感染症の影響で、外出の自粛であるとか、また学校の水泳の授業がなくなりました。そのようなことでスポーツや運動をする機会が減少しましたことから、健康スポーツセンターの温水プールを利用させていただき助成事業を行いまして、運動やスポーツをする機会をつくっていきこうということで、事業を実施するものです。

健康スポーツセンターの利用助成券を発行することによって、施設利用をしていただくというものです。

まず、対象者につきましては、野洲市の設置する小・中学校に在籍する児童・生徒及び野洲市内に在住で、県立の小中学校に在籍している小中学生ということです。

小学校3年生以下の児童につきましては、施設を利用させていただくにあたって、保護者または付添者といった方が必要になりますので、その保護者または付添者に対しても助成の対象にするということでございます。

対象者につきましては、助成券を配布するんですが、こてらのほうは資料の12、13ペー

ジをご覧いただきまして、様式第2号、第3号ということで、助成券を載せております。

施設の利用料は、小中学生は1回350円です。この350円分の助成券を2枚交付いたします。保護者または付添者につきましては、利用料が大人700円で、13ページにある助成券のように上限が350円ですので、その半額相当分の助成券を1枚配布させていただくというふうな形の事業でございます。

対象となる児童・生徒につきましては、9月18日現在で約4,600人程度です。別途保護者につきましては約1,500人が対象になってくるということになります。

助成券の配布方法は、市が設置する小中学校に在籍する児童・生徒につきましては学校経由で配布させていただきます。また、保護者に対しても学校経由で配布をさせていただくという形になっております。

予定としましては、10月末に配布させてもらいまして、あと野洲市内在住で県立の小中学校、特別支援学校に通っている方につきましては、野洲市の広報でお知らせをしまして、野洲市総合体育館に直接取りに来ていただいて交付させていただきたいと考えております。

配布期間につきましては、今申し上げた総合体育館に取りに来ていただく方は、一応12月末までに申請していただいた方に配布させていただきます。助成券の利用期間ですが、助成券が配布された日、お手元に届いた日から来年の3月31日までが利用期間となります。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明のありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 確認の意味で質問をさせていただきます。

第2条で利用対象者、それから第4条で助成決定者というのがあります。それから様式1の1で申請者というのがあります。今の説明だと、野洲市の小学校、中学校に在籍している児童・生徒は、学校が取りまとめて申請をするのですね。市外の学校に通っている子供たちは、市長宛てに申請するのですかね。この様式でいくと。

そうすると、例えば市外に通う小学校4年生の子がいるとします。その子が助成対象者で助成の決定者、申請者ですね。その子どもさんの名前で申請する。印鑑を押すと。何かしゃくし定規だと思うんですけどね、どういうことですか。

【西村教育長】 中川室長、お願いします。

【中川スポーツ施設管理室長】 今、おっしゃっていただいたのは様式1の2だと思うんですけど、利用助成の決定者と申請者がイコールにならない場合もあるのかなと。例えば小学生のお子さんの分を保護者の方が取りに来られたりとか、また高学年の子が来られたり、

そのようなケースもあるのではないかとということで、こちらのほうは、あえて申請者という形にさせていただいています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 子どもさんがおられて、その保護者が申請者として申請をする。そうした利用対象者に子どもさんの名前で印鑑を押印すると。印鑑の使用を見直そうという時代に、全く社会の変化と逆行するような形で、判子をついて意味があるのかと思うのですが、どうですか。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 すいません、瀬古委員がおっしゃるように、今の時代の流れで当然判子を廃止していくものだと思いますけれども、ただ野洲市として判子をどうするかということは、決まっておられませんので、現在のところは判子をいただくと、例にのっとっていただくという形にさせていただきたいと。今後市の方針の央で、判子は廃止していくということで、統一的にやっていくということであれば、当然そのようなものは廃止されていくということになります。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 まさにこういうのがお役所仕事だと思いますので、ぜひ改善していただきたいと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項③、野洲市新発達支援センター整備計画について、事務局より説明をお願いします。田中所長、お願いします。

【田中ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの田中です。よろしくをお願いします。

資料は、15ページをご覧ください。

新発達支援センターの整備事業につきましては、本年度基本設計と開発申請に係る測量設計を進めています。建物配置図と基本設計の平面図ができてきましたので、これまでの経過と併せて概要のほうを説明させていただきます。

現在の発達支援センター及びふれあい教育相談センターは、築40年以上になる旧野洲町時代の母子健康センターの建物を流用しております。施設の老朽化や耐震の対策、狭隘解消などが課題となっており、今般、新たに施設整備をするものでございます。

新しい施設につきましては、現在地での建て替えを予定しておりまして、敷地面積は約2,700平方メートルになります。今回の整備に至る経緯を振り返りますと、まずは平成25年度から26年度にかけては、新しい施設に必要な役割や機能、面積の検討を始め、新野洲市発達支援センター構想並びに新野洲市発達支援センター整備基本計画を取りまとめました。そして、基本計画では、新しいセンターは関係部署や機関との連携が取りやすく、駅からも徒歩圏内で必要な面積が確保できる場所での新築が望ましいものの、市内既存施設を改修して活用することも有力な選択肢になるとの方向性が出されました。

また、改修して活用できそうな施設や新築に通した市有地などについても検討いたしまして、旧中主保健センターや現人権センターへの建物あるいは栄の旧野洲第2保育跡地などについて整備可能性の検討を行いました。旧中主保健センターについては、ガラスの張り出しが発達支援センターの性質上危険であるなど、構造上の理由等で不適と判断をしました。また、人権センターについては、人権センターの機能を残した状態での活用と人権センターの移転を前提とした活用の2回を検討しましたが、人権センターとの併存については十分な面積が確保できず増築が必要になるなど、既存施設の有効活用として費用対効果が見込めなかったことから、また、人権センターの移転についても困難とされたことから、いずれも不適と判断をしましたところでございます。

旧野洲第2保育園跡地につきましては、新築に向けた有力な候補地として地元自治会との協議等を行い、また、併せて発達支援センターを利用する当事者団体や利用児の保護者などから意見を聞きました。保護者の方からは現在地での建て替えはできないかといったような意見もございました。そこで改めて現在地での建て替えの可能性についても検討を行うことになりました。

検討結果については、現在の建物敷地と川をまたいだ裏の駐車場用地を一体的に活用するというので、旧野洲第2保育園跡地での整備と同程度の規模での整備が可能であるとの結論に至ったため、今回現在地での建て替えによる整備事業となったものでございます。

事業の概要につきましては、建物規模は鉄骨造2階建てで延べ床面積が8,460平方メートルとなります。

資料の17ページに建物の配置図と平面図になりますが、建物配置図については、現在の建物の裏の駐車場用地を少しくぼ地になっていますので、かさ上げの造成をしまして、新しい建物敷地として新センターを整備します。その後、現在の建物を取り壊して、跡地に46台分の駐車場を整備する予定です。

新しい施設では、主に1階部分が発達支援センターで、2階がふれあい教育相談センター

になる予定です。

17ページの資料で申しますと、少し文字が小さくて申し訳ないですが、2階平面図が上になりますが、上がことばの教室を2部屋、そしてその下に教室①と教室②というのがあります。ここが適応指導教室の部屋とホールを挟んで右手側、教育相談室1と教育相談室2というのがあります。こちらがカウンセリングルームになっています。

いずれも現在のセンターでは1部屋で事業をしておりますけれども、それぞれの部屋、2部屋に増えることとなります。それによりまして、人権センターやなかよし交流館などを借りて、実施していることばの教室や相談業務などは新しい施設内で実施できるようになります。今後のスケジュールにつきましては、現時点では令和5年4月の新センターオープンを目指しています。

以上新発達支援センター整備の経過と進捗状況についての報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項④、第17回野洲市美術展の結果について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課の井狩です。

報告事項④の18ページでございます。

第17回野洲市美術展に当たって結果報告をさせていただきます。

9月5日の土曜日から9月13日日曜日の間に8日間、野洲市文化小劇場で作品展示を行いました。166名の方から5部門に分けて、合わせて199点の作品の応募をいただきまして、そのうち186点を展示させていただきました。それぞれ部門ごとの出展の詳細は資料のとおりでございます。

この期間中に市内外から700名の方にご来場いただきまして、作品鑑賞をしていただきました。昨年度の第16回展覧会では827名、一昨年(令和3年)の第15回では1,036名の来場をいただきましたが、今年につきましては新型コロナウイルス感染症による影響でもあり、来場者は増えませんでした。しかしながら、コロナ禍であって、700名の方が市内外からお越しいただいたことにつきましては、大変ありがたく評価しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の対策としまして、来場者には入り口での検温、手指消毒、マスクの着用、氏名・連絡先の記入をお願いしたうえで実施をいたしました。なお、今年

度から作品の募集の範囲を広げまして、昨年まで近隣の市町から作品の応募を行っていましたが、今年から県内全域からと応募範囲を広げることといたしました。結果としまして、大津市、日野町、高島市などからも出展いただいたところでございます。

毎年の課題といたしまして、作品の応募数が減少していたところでございますが、出展数は増加することができました。その反面、市内からの出展者は減少傾向にありますので、今後市内の出展者が増加するように検討し、文化芸術活動の発展の場として、美術鑑賞の場の提供として取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がりました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和2年度第1回社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課です。

報告事項⑤、19ページから21ページでございます。

令和2年度第1回野洲市社会教育委員会議の結果報告をさせていただきます。

9月29日火曜日に開催をいたしました社会教育委員の任期満了による改選から初会合となるものでございます。

まず、委員長、副委員長の選出を議題といたしまして、委員長にびわこ学院大学非常勤講師の高木委員、副委員長には野洲市文化協会会長の水島委員が選出をされました。

次に、令和2年度野洲市の教育について、冊子「野洲市の教育」に基づき教育長より説明がございました。学校、園教育、文化スポーツあるいは歴史振興なども含めまして総合的な教育行政を担っている教育委員会についての説明がされました。

スクールソーシャルワーカーの増員については、大きな課題である野洲市の不登校の状況について、勉強する子はやっているけども、しない子はしないという二極化の問題、教職員の資質の向上の問題、それから在宅で勉強できるようなタブレットの導入計画などの報告、それから家庭教育の問題などが説明されました。

次に、社会教育委員の役割について、当委員会の高木委員長から説明をしていただきました。学校教育、社会教育と分けてものを考える時代から、人を育てる集団、教育集団としてどんなことを私たちは考えていけばよいのかという提案がありました。家庭、学校、

地域をつなぐパイプ役として、社会教育委員の役割の大きさについて話がありました。

次に、第3次野洲市子どもの読書活動推進計画の取組については、昨年策定いたしました当該計画につきましては、今年度からアクションプランを定めまして、これに基づき、しっかり計画を進めていくという予定でございまして、家庭、地域、学校という3つのカテゴリーに分けまして、進捗管理をしていくところの説明をしました。

委員からの主な意見としましては、ITが進化している中で、電子書籍も含めた読書にあります不読率の意味と効果について意見がございました。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局から説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 内容ですので、次に移ります。

報告事項⑥、令和2年度第2回図書館協議会の概要報告について、事務局よりご説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮野洲図書館長】 23ページの報告事項の⑥をご覧ください。

令和2年度第2回図書館協議会の概要報告をいたします。

10月3日土曜日に第2回の図書館協議会を開催いたしました。議事としましては、まず令和元年度の図書館の評価、外部評価などについて協議しました。第1回の会議で事務局の内部評価について説明をしまして、それを受けて図書館協議会委員による外部評価の協議並びに委員からA B C Dの外部評価を行ったものでございます。

委員の主な意見をこちらに記載してございます。資料の一番最初の項目ですが、「昔のように貸出冊数が増加しているという時代ではないが、市民1人当たりの貸出冊数が年10冊を下回らないようにどうするのかを考える必要がある」ですとか、下から5つ目の「子どもの読書活動推進については、図書館から出張貸出に行けない学校には別の形で働きかけをしてほしい」ですとか、一番最後のところ、「ウィズコロナの問題、高齢化で来館できないという方が増えている状況の中で図書館のあり方をどのように考えていくのか」などの意見もありまして協議をしています。

2番目は、今年度の補正予算について説明をしました。学校対象の学級文庫用図書セットの貸出を予定しておりますので、そのことについてご説明しました。

3番目は、図書館の新型コロナウイルス感染症対策の状況及び今年度の事業についてご説明しました。

4番目に、県の図書館協議会交流会の開催についてご案内をしました。

簡単ですが、以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、令和2年度野洲市市政功労被表彰者について、事務局で説明をお願いします。田中次長お願いします。

【田中教育部次長】 田中です。報告事項⑦、令和2年度野洲市市政功労被表彰者について説明をさせていただきます。

報告事項25ページから26ページになります。

野洲市表彰条例に基づき、11月に野洲市の市政功労として表彰を受けられる方が決まりましたので、報告するものです。

被表彰者一覧表のとおりで、26ページの下教育文化功労では、野洲市スポーツ推進員の功績によりまして、柏木守さん、山本博一さん、若松津賀子さん、白井洋一さん、野洲市青少年育成市民会議委員の功績によりまして、苗村明夫さん、谷とよ子さん、それから文化振興の功績によりまして、奥村千恵乃さん、学校少年団指導者の功績によりまして、内堀悟さんの8名です。また上の社会教育功労としても、学校及び保育園歯科医の功績によりまして、岡本武司さんが表彰されます。被表彰者の選考に当たり、教育委員を代表して立入委員にご協力をいただきました。ありがとうございました。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑦について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項⑧、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

【田中教育部次長】 田中です。報告事項⑧、職員の任免等についてご報告させていただきます。

報告事項の27ページ、会計年度任用職員の新規採用につきましては、フルタイム2名、パートタイム職員4名の合計6名の採用を報告するもので、採用所属及び氏名等、詳細につ

いては記載のとおりとなっております。退職者についてはありませんでした。

次に、職員の許可・承認一覧ですが、介護休暇延長承認、分限休職延長承認がそれぞれ正規職員1名、兼業請求による営利企業許可承認が、パートタイム会計年度職員2名、計4名を報告するものです。対象職員及び許可の期間はそれぞれ記載のとおりです。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。

何かございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、11月教育委員会定例会は、11月25日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、12月教育委員会定例会について、お伺ひします。

12月教育委員会定例会は、12月23日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、12月教育委員会定例会は、12月23日水曜日午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 了 —